

2023年10月吉日

お客様各位

株式会社 北日本銀行

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の対応状況について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。当行では今後、お客様が当行との取引にあたり各種手数料をお支払いいただいた場面において、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために必要となる適格請求書（インボイス）の発行について下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当行の適格請求書発行事業者番号

T 8 4 0 0 0 0 1 0 0 1 8 8 2

[国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」](#)からもご確認いただけます。

2. インボイスの交付について

当行ではインボイス制度の対象となる課税取引のご利用について、適格請求書又は適格簡易請求書等を交付致します。

3. 営業店窓口でお支払いいただく各種手数料についての取扱い

営業店の窓口等で振込手数料等各種手数料をお支払いいただいた場合は、インボイスの要件を満たした「受取書」や「領収書」等を発行いたします。

4. 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料の取扱い

各種契約に基づき、預金口座から自動振替によりいただいた各種月額利用料は郵送にてインボイスを交付いたします。また、法人インターネットバンキングやファームバンキング等における振込手数料等各種手数料については、希望されるお客様に対し、インボイスを交付いたしますので、お取引のある営業店にお問い合わせください。

5. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」に該当するため、インボイスの発行はいたしません。お客様が「自動販売機特例に該当する旨」等を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

以上